

貝塚市いじめ防止基本方針

(改定版)

平成30年1月

貝塚市・貝塚市教育委員会

はじめに

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても多様化するとともに、より複雑になり深刻化する傾向にあります。また、携帯電話やスマートフォン等を使ったいじめ等新たな課題も生起してきております。

貝塚市では、子どもたち一人ひとりを大切にしたい取組を推進してまいりました。とりわけ、「いじめは、重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない。」「いじめられた児童生徒の立場になって取り組み、速やかに解決する必要がある。」という考えのもと、各学校において年間2回の「いじめアンケート」の実施をはじめ、大阪府教育委員会作成の「いじめ対応プログラムⅡ」、「携帯ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」を使った取組を実践し、その成果の普及のため、年度末にはその報告集を作成してきました。また、同委員会作成の「いじめ対応プログラム実践事例集」、「いじめ対応マニュアル」及び「5つのレベルに応じた問題行動へのチャート」を各学校へ周知し、いじめ防止に係る実践への活用の啓発等、様々ないじめの防止対策に取り組んできているところです。

いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策について定められた「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」が平成25年6月28日付で公布され、同年9月28日に施行されました。

平成28年11月には、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（いじめ防止対策協議会）が行われ、平成29年3月14日付けで「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）が改定されました。学校のいじめ対応について、さらに細かく、主体的で積極的な対応が求められるようになりました。

この改定を踏まえ、貝塚市いじめ防止基本方針（平成26年10月）も、貝塚市・貝塚市教育委員会及び学校における取組をより明確に整理し、重大事態が発生した場合の対応も含め、改定いたしました。

この基本方針に基づき、いじめ防止に向けて市内のすべての小中学校及び関係機関において、保護者・地域の協力を得ながら、いじめの問題の克服に取り組んでまいります。

平成30年1月

貝塚市・貝塚市教育委員会

目次

I	いじめ防止等のための本市の基本的な考え方	
1	いじめの定義	1
2	基本理念	2
II	市として取り組む施策	
1	貝塚市いじめ問題対策連絡協議会の設置及び運営	3
2	貝塚市立学校いじめ対策審議会の設置	3
3	学校への支援	3
4	相談機関の整備と周知	4
5	保護者等市民への啓発活動	4
III	学校が実施する施策	
1	学校いじめ防止基本方針の策定	5
2	いじめ防止等の対策のための組織の設置	5
3	いじめの未然防止	6
4	いじめの早期発見	7
5	いじめへの対処	7
IV	重大事態への対処	
1	重大事態の報告	10
2	調査の主体と組織	11
3	調査結果の報告及び提供	11
4	市長による再調査等	11

I いじめ防止等のための本市の基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条には、

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人的関係を指します。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味します。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的又は形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

具体的ないじめの態様としては次のようなものが考えられます。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 金品をたかられたりする。
- ⑦ 嫌なこと、恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、

子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じる可能性があり、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮した上で、早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼすなど、まさに人権に関わる重大な問題です。また、いじめは、すべての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない。」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション力を育成していかなければなりません。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校、家庭、地域等のすべての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体でいじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

また、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。

いじめの未然防止のためには、子どもに関わる大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切です。

子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、どのような立場の者であろうと、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。特に、周りの子どもが気づいたときに、学校、家庭、地域で気がねなく相談できる環境を整えることが大切です。

Ⅱ 市として取り組む施策

1 貝塚市いじめ問題対策連絡協議会の設置及び運営

市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「貝塚市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

「連絡協議会」は、学校、教育委員会、警察署及び市長の補助機関等により構成します。

「連絡協議会」は、この方針（以下「市基本方針」という。）に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行います。

また、「市基本方針」の内容について、PDCAサイクルにより点検し、必要に応じて見直しを行います。

2 貝塚市立学校いじめ対策審議会の設置

法第14条第3項の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に「貝塚市立学校いじめ対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置します。

「審議会」は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成します。

「審議会」は、「市基本方針」に基づく学校におけるいじめの防止の取組についての審議を行うとともに、法第28条の規定に基づき、学校での重大事態に係る調査を行います。

3 学校への支援

（1）学校の取組に対する指導等

教育委員会は、学校におけるいじめ防止基本方針の策定や体制の確立及びいじめ防止の取組の推進等に関して、指導・助言と必要な情報提供を行います。また、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を派遣し、いじめの防止を含む教育相談への対応や年間計画に沿った学校の取組への支援を行います。

いじめ事象が発生した際には、教育委員会は必要に応じて指導主事、学校相談員、臨床心理士等外部の専門家を派遣し、学校におけるいじめへの対応を支援します。

（2）教職員の資質向上

教育委員会は、いじめ防止等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめの問題に関する研修の充実を通じて、教員の資質・能力の向上を図ります。

学校でも、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題等に関する校内研修を実施するよう、取組を促し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

4 相談機関の整備と周知

(1) 教育相談の実施

教育委員会は、いじめ等に関する通報及び電話での相談を受け付けるための「教育に関する悩みの電話相談」及びいじめ等に関しての相談や心のケアを行う「カウンセラーによる悩み相談室」を貝塚市教育研究センターに開設します。

(2) 相談窓口の広報

教育委員会は、市の広報紙やホームページ、教育委員会の広報紙「教育ほっとライン」等において、貝塚市教育研究センターに開設している相談窓口について広報します。

また、府が実施している「24時間電話相談」や大阪府教育センターにおける教育相談（子ども向けの「すこやかホットライン」、保護者向けの「さわやかホットライン」）等を学校を通じて周知します。

5 保護者等市民への啓発活動

法第9条において、保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものとして、その保護する児童等がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導等を行い、またいじめを受けた場合には適切にいじめから保護することや、国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとされています。

市・教育委員会は、こういった保護者の責務を果たすことができるよう、また、いじめの問題やその取組についての理解が促されるよう、保護者等市民へ広く、広報・啓発を行います。

Ⅲ 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容

法第13条の規定に基づき、学校は、取組の基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応等について記載します。

また、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめ防止等の取組について学校教育計画に位置付け、示します。

(2) 学校いじめ防止基本方針の運用

学校は、「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒や保護者、関係機関等に対していじめに対する考え方や取組について説明し、理解を得ることが必要です。各学校のホームページに掲載したり、必ず入学時・各年度の開始時に説明する機会を持ちます。

いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながります。

また、学校は「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して機能しているかを校内に設置した組織において点検するとともに、学校評価の評価項目に位置付け、児童生徒や保護者、地域関係者等の意見を取り入れながら、PDCAサイクルにより必要に応じて見直します。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第22条の規定に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、生徒指導主担者を含む複数の教職員、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家により構成される組織（学校いじめ対策組織）を置きます。

学校いじめ対策組織は、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ、基本方針の見直し、校内研修等を企画する組織です。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いのある事案に関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要です。

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不

要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談しなければなりません。

事案に対応する際には、各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校の対策組織に報告します。また、学校は、報告すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確化しておきます。

3 いじめの未然防止

(1) 子どもの人権意識を育む

いじめ事案が生起しないためには、子ども一人ひとりが互いの違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要です。

本市の幼稚園では、就学前の段階から、機会を捉えて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるようになるよう、取り組んでいるところです。

学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが重要です。

学校でのいじめの防止のための指導に当たっては、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうること。

などについても、発達の段階に応じて、裁判例等の実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行うことが必要です。

また、学校は、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して、児童生徒に情報モラルを身につけさせる指導も実施しなければなりません。

一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難です。児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行わなければなりません。

(2) 自治意識を育成する

いじめ防止に向けては、児童生徒同士が関わり合いを通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っているという自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった自己効力感の向上が大切です。そのために、学校は、日頃より児童生徒に活躍の場や目標達成の機会を設定するとともに、教師をはじめとする周りの大人がどのように関わればよいのかを模索しながら進める必要があります。

例えば、学校は、児童会、生徒会活動等を通じて、児童生徒それぞれの絆づくり

や居場所づくりに向けての取組を行い、個々の児童生徒の「自分も仲間も大切にす
る」という意識を育んだり、いじめを自分たちの問題として捉え、どうすればなく
すことができるかを自ら考え、実践する態度を養うように指導することが重要です。

また、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実
が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要と
なる場合があります。このため、学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、学
校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めるための具体的な行動をと
る重要性を理解させる指導も行います。

4 いじめの早期発見

(1) 小さな変化を見逃さない

学校が未然防止の取組を充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に
困難なことです。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させ
る前にその芽を摘むという点から特に重要です。

いじめは、他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを
装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが
あります。小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが何より
大事です。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等によ
り、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、教職員は一人で抱え込む
ことなく、相談できる者と情報を共有し、対応します。また、周りの子どもが気づ
いたときに、気がねなく相談できる環境を整えます。

学校で行われるアンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発
信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては
多大な勇気を要するものです。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対し
ては、必ず迅速に対応しなければなりません。

5 いじめへの対処

(1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ又はいじめの可能性があると確認された場合、まずはいじめを受けた子ど
もやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先です。

そのため、学校は、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応で
きるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくようにします。

その上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行います。

学校は、教育委員会への連絡や警察署、関係行政機関との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。

(2) いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童生徒に対して、学校は、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要です。しかし、指導後も改善が見られず、いじめ行為を繰り返し行うなど、他の児童生徒の適切な教育に妨げがあると認める場合は、貝塚市立学校の管理運営に関する規則(平成14年貝塚市教育委員会規則第1号)第14条の規定に基づく出席停止も含め、いじめた児童生徒に対し、自分の行為について振り返り、反省できる環境を整えなければなりません。

いじめた児童生徒自身には深刻な課題を有している場合があります、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。

いじめた児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童生徒との話し合い等にとどまらず、保護者の協力も得ながら情緒的な安定を獲得していく中で、規範意識や社会性を育成していかなければなりません。

(3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければなりません。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していることです。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視しなければなりません。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることです。学校は、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実

に実行しなければなりません。

(4) 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいます。いじめを受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしている「傍観者」であっても、いじめを受けている児童生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団の中の一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

IV 重大事態への対処

全国的には近年、いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっています。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることがないよう対策を講じる必要があります。

そのため、市、教育委員会、学校は、より客観的な調査を行えるよう関係機関と連携し協力する体制を整備する必要があります。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校又は学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として次の場合が記されています。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
 - (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要があります。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、学校は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできません。

1 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に事態発生について報告を行います。

2 調査の主体と組織

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような組織とするかを判断します。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ対策組織」が調査を行います。

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

(2) 教育委員会が主体となって調査を行う場合

重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあると判断する場合には、教育委員会が調査を行います。

教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会内に設置された「審議会」が行います。

3 調査結果の報告及び提供

教育委員会は調査結果を市長に速やかに報告します。また、学校が主体となって調査を実施した場合も、教育委員会を通じて市長に報告します。

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対しても、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

4 市長による再調査等

(1) 再調査の方法

- ① 3の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行います。
- ② 再調査は、公平性・中立性を図るため、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する「貝塚市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。
- ③ 市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、学校・教育委員会に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。